【令和3年度農業関連予算について】

以下のとおり抜粋しましたので、紹介いたします。

【農政関係】	金額(千円)	主 な 内 容
• 一般事務費	545	農政連絡員報償・旅費・消耗品費ほか
・農業環境対策推進事業	2, 328	害獣捕獲委託・防薬対策・減農薬促進・防臭対策
・地産地消推進事業	225	給食用野菜出荷量に応じた補助
・農産物品評会	200	農産物品評会用消耗品費
• 農業近代化資金利子補給事業	141	農業近代化資金利子補給補助金
• 都市農業推進事業	12, 597	都市農業推進事業・援農ボランティア推進事業・ 青壮年部補助・堆肥事業補助・市民交流事業・大 丸用水補助金
• 農業後継者等育成事業	3, 218	認定農業者農業経営改善支援
【農業委員会関係】 ・農業委員会運営費	7, 663	農地利用状況調査・農業委員研修・旅費 ・農業会議拠出金・顕彰事業
合 計	26, 917	

【援農ボランティア事業について】

★ 現在援農ボランティア事業におきましては、5期生が実習及び座学に取り組んでおり、卒業生である1期生~4期生はご依頼のあった農家さんのところでボランティア活動を行っております。また、野菜農家さんだけでなく果樹農家さんのお手伝いも可能とするために、研修や実際に梨農家さんのところで花粉付けを行いました。今後とも援農ボランティア事業をよろしくお願いいたします。





援農ボランティア受入農家を募集しております!

・詳しくは、経済課 ☎ 042-378-2111 内線 (673) までお問い合わせください。

稲城市農業だより No.136





●発行 稲城市農業委員会 稲城市役所 産業文化スポーツ部経済課

稲城市東長沼2111番地 電話(378)2111(内線675)

令和3年5月1日発行

特定生産緑地の申請を受付します。

最終

申請期間: 令和3年5月6日から7月 16 日

追加申請はできませんのでご留意ください。

平成4・5年に指定を受けた生産緑地を対象とした申請は今回が最後となります。 特定生産緑地制度は指定から30年を経過する生産緑地について、買取申出できる始期を10年毎に延長する仕組みです。まちづくり計画課から未申請の方に対して資料を郵送していますので、必ず期限内に申請書をご提出ください。

※特定生産緑地の指定を受けない場合も、生産緑地の行為制限が解除されるまでは、農地の 適正管理義務は継続します。

【問合わせ】まちづくり計画課都市計画係 ☎ 042-378-2111 内線 (322、323)

企業的農業経営顕彰•農業後継者顕彰事業

企業的農業経営顕彰において、東長沼の川島 保之さん・和子さん夫妻が全国農業会議所会長賞を、シンフォニー利用者部会が東京都農業会議会長賞を受賞されました。お祝い申し上げます。本来であれば、第62回東京都農業委員会・農業者大会において表彰式を、また、表彰式後に祝賀会を行いますが、コロナウイルスの影響により中止となっております。

受賞者のみなさん、おめでとうございます!

第四次稲城市農業基本計画

令和3年度からの10年間に実施する具体的な施策を体系ごとに構成した、第四次稲城市農業基本計画を新たに作成しました。別紙概要版をご覧ください。※本編は市HPに掲載しております。

大丸用水土地改良区の取り組みについて ~江戸時代から受け継ぐ文化遺産~

◇大丸用水について

大丸用水は、大丸の取水口から多摩川の水を取水し、川崎市多摩区までの果樹園や水田等に水を 供給している用水で、9本の本流と約200本の支流を合わせた総延長は70kmに及びます。

大丸用水の開削時期は、江戸時代初めと考えられており、江戸幕府の大規模な治水・利水政策の一環として、多摩川流域の他の用水路と共に農業用水として開削されました。細かく分岐された水路は、今日に至るまでに、水路の立体交差など、多くの工夫が施され、農地に水が引かれました。 現在でも、農地に水を供給しているほか、親水公園としても整備され、農車な水辺空間として

現在でも、農地に水を供給しているほか、親水公園としても整備され、貴重な水辺空間として、市民の憩いの場になっています。





◇大丸用水土地改良区について

大丸用水土地改良区は、大丸用水を利水する農業団体で、稲城市の大丸・押立・東長沼・矢野口、 川崎市の菅城下・菅・菅野戸呂・菅稲田堤・菅馬場地区から構成されています。

組合員数は、<u>109</u>名(令和3年4月1日時点)で、各地区から地区連絡委員が選出され、地区連絡委員から<u>理事8名、監事2名</u>が選出されており、理事から<u>理事長1名、副理事長2名</u>が選出されています。また、その他にも<u>員外監事が1名</u>おり、稲城市役所の経済課に事務局が置かれています。

活動として、定期的に実施している三役会や理事会で、議論や意見交換を行い、土地改良区全体の 方向性や各地域の課題解決に努めています。また、監事による監事会や農林水産省検査を通じて、適 正な維持管理を運営しています。他にも、市民や利水者から大丸用水に関する問い合わせが市役所に あった際は、用水の構造に詳しい各理事や地区連絡委員が協力し、対応に尽力しています。

毎年3月には、通常総会を実施し、前年度の決算や翌年度の予算、賦課金など、重要な事項を組合員に対し、議決を取り、組合員総意のもと活動しています。

◇役員の紹介

【理事長・副理事長】

理事長	川﨑	美壽 (押立)			
副理事長	山本	和夫(東長沼)	樋山	満	(菅稲田堤)

【理事】

東長沼	大河原 克己	田中 利明
矢野口	原田 公治	長坂 賢克
菅	田代雅一	

【監事】

押立 塩野 清隆 菅 小山 宏之

【員外監事】

東京都土地改良事業	亚田 安山
団体連合会	西田憲史

◇<mark>今後の課題</mark>

江戸時代から農業用水として多くの農地を潤してきた大丸用水ですが、近年の急激な宅地化等の煽りを受け、組合員数も減少傾向にあります。また、地域によっては、組合員間の繋がりが希薄化している部分もあります。

今後は、利水者のみならず、大丸用水を利水していない農業者や市民、自治会などに、大丸用水土地改良区の取り組みを周知し、関心を持っていただくことで、大丸用水の農業用水としての機能や親水機能を維持し、今後に受け継いでいきたいと考えています。



